

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	1	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	24-1	許認可等の内容	職業訓練の認定	
<p>(都道府県知事による職業訓練の認定)</p> <p>第二十四条 都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない</p>						